

介護職員等特定処遇改善加算にかかると見える化要件

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても対象事業所において加算算定を行っております。

当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
2. 職場環境要件について、下記区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
3. 賃金改善以外の処遇改善の「見える化」を行っていること。

※「見える化要件」とは

2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

【処遇改善に関する具体的な取り組み内容（賃金改善を除く）】

区分	要件項目	法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ● 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人理念やケア方針等を事業所内に掲示し共有を図っている。また、ホームページへ掲載し明確化を行い、毎年度事業計画を作成し実現に向け取り組んでいる ● 他産業からの転職者や子育て世代、高齢者等、経験者・有資格者にこだわらず柔軟な採用を行う
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 働きながらの介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得支援として、「初任者研修受講」「実務者研修受講」の際には、勤務調整を行い資格取得に向けた取り組みを行う。
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 配置基準を遵守しつつ、職員の事情等に応じた柔軟なシフト体制や非正規から正規への転換制度の整備を行う。
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員の身体への負担軽減のために、介護技術について委員会等で再周知や、介護ロボットの導入に向けてデモ機の取入れ等を行い腰痛対策の実施を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 加算取得により必要な短時間労働者への健康診断や、全従業員の任意でのストレスチェック実施を行う。
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ● 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ● タブレット端末利用により記録を行う上で、PC 使用より容易に行える、またセンサー等追加購入を行い見守り機器を使用することにより、夜間帯見守りにおいて負担軽減する。 ● 業務手順書（1日のスケジュール）があることで、次のケアの準備等スムーズに行うことができる。また、法人内での報告様式を変更。
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ● ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ● 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期でのユニット会議を行い、介護ケアについての討議や委員会での申し送りや周知事項についての情報共有の場を設け、コミュニケーションが円滑に取りやすい職場環境を目指す。 ● 施設長より役職者（リーダー以上）向け勉強会を開催し、介護保険法や法人理念等、ケア方針等を学ぶ機会を設ける。